

- |    |         |   |
|----|---------|---|
| 1  | 件名      | 3 公用車賃貸借（農林課）   |
| 2  | 納車場所    | 神栖市溝口4991-5（神栖市役所）  |
| 3  | 物品名     | 軽自動車（ワンボックスタイプ）   |
| 4  | 数量      | 1台  |
| 5  | 納車期限    | 令和3年7月1日（詳細は別途打ち合わせ、登録日の翌日に納車）  |
| 6  | 賃貸借期間   | 令和3年7月1日～令和8年6月30日  |
| 7  | 特約事項    | この契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。あわせて、各年度内の履行については、神栖市の各年度の予算の範囲内で履行給付が行われる契約である。   |
| 8  | 車両仕様装備品 | (1) ボディカラー：シルバー<br>(2) 付属品：別添内訳書のとおり<br>(3) その他：2021年式  |
| 9  | リース条件   | (1) リース料にはリース期間中に発生する次の費用を含む<br>①車両本体及び付属品<br>②新規登録に伴う諸費用一式<br>③自動車損害賠償責任保険料<br>④車検証更新に伴う諸費用一式<br>⑤点検整備費及び整備のために必要な消耗品の補充及び交換<br>・車検整備<br>・法定点検整備<br>・メーカーが推奨する点検整備<br>・その他別添内訳書記載の消耗品<br>(2) リース費用に含まないもの<br>①任意保険，車両保険<br>②点検整備時以外に発生した消耗品(油脂，薬剤類)の補充<br>③交通事故及び第3者行為による損害の修繕費<br>(3) その他<br>①月間推定走行距離は，1,000km程度とする。<br>②リース期間満了後は返還するものとする。ただし，満了後に最長で2年間，当該車両の再リースを行うことができるものとし，双方の協議を経て満了日の1か月前までに新たな契約を締結するものとする。<br>③車両の整備は市内の自社が保有又は契約提携する(市内の)整備工場で行うものとする。<br>④支払い方法は、年度分一括前払いとする。<br>⑤請負者が車両所有者となること。 |
| 10 | その他     | 本仕様書に定めのない事項で疑義を生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。  |

## 3 公用車賃貸借（農林課）仕様書 1 内訳

内容		共通仕様	
1	車種及び台数	軽自動車（自家用）（貨物・ワンボックスタイプ） 1台 ※2021年式のもの	
	駆動方式	4WD	
	ルーフ形状	ハイルーフ及び標準ルーフ問わず	
	乗車人数	4人	
	トランスミッション	4ATまたは3AT	
	燃費消費率離（国土交通省審査値JC08モード）	15.2km/L以上	
	燃料	無鉛レギュラーガソリン	
	燃料タンク容量	35L以上	
	最大積載量	250kg以上	
	その他	オープンデッキでないもの	
2	納車場所	神栖市役所本庁舎：神栖市溝口4991番地5	
3	リース方式	メンテナンスリース	
4	リース期間	登録月を含め60ヶ月（5年間）	
5	車体色	シルバー	
6	推定走行距離	1,000km/月程度	
7	付属品等	ドライブレコーダー	
		フロアマット	
		サイドバイザー（プラスチックバイザー）※フロントのみ可	
		ABS（EBD機能付）	
		集中ドアロック（リモコンキー）	
		AM/FMラジオ	
8	リース期間中に含まれる費用	自動車取得税	
		自動車税	
		自動車重量税	
		自賠責保険料	
		登録諸費用	
9	メンテナンスサービスの内容	継続車検	
		定期点検 6ヶ月毎	
		油脂類交換・補充	
		一般消耗品交換（タイヤ含む） ワイパー交換12ヶ月毎	
		バッテリー交換（駆動用バッテリーを除く）	
		タイヤローテーション 6ヶ月毎	
		エアコン整備	
		点検整備に伴う代車配車（初日から）（同クラスのガソリン車でも可）	
		故障修理	
		その他メーカーが推奨する整備	
10	その他	報告	貸主は、継続車検及び法定点検並びに修繕・消耗品等の交換を行う場合、原則として実施する30日前までにその使用日数を含めて連絡すること。
		協議	この仕様書に記載のない事項及び内容については、その都度、貸主及び借主双方の協議において行うものとする。